

### 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業・ 現場技能者キャリアアップ対策

「緑の雇用」新規就業者育成推進事業・現場技能者キャリアアップ対策は、人工林資源を有効活用し、国産材の安定供給に必要な間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者を段階的かつ体系的に育成するもので、今年度県内の4経営体から、FW1年目研修に6名、FW2年目研修に4名、FW3年目研修に2名が研修を終えた。当センターは集合研修業務、監督・検査業務を担当している。



令和4年度からは、指導員の要件がFL・FM研修修了者のみとなるが、令和4年度にFL・FM研修に取り組む者も指導員としてみなすことができることになっている。

### 「森林の仕事ガイダンス」に参加

「森林の仕事ガイダンス」は新たな林業の担い手の確保と育成を目的に開催されるもので、令和3年10月9日(土)大阪、11月13日(土)東京において開催され、当センター役職員と森林組合連合会の職員が参加し、香川県での林業の仕事や就労について多くの相談を受けた。

大阪会場(OMMホール)では会場全体で611名の相談者が訪れ、香川県ブースには9名の相談者が、東京会場(東京国際フォーラム)では、会場全体で1,164名の相談者が訪れ、香川県ブースには14名の相談者が訪れた。新型コロナウイルス感染拡大を契機として、地方への移住等を求める相談者が増えており、香川県での林業の仕事や移住対策についても多くの相談を受けた。

また、昨年度に続き今年度も、新型コロナウイルスの感染防止対策のため、事前予約制による人数制限が設けられ、受付前の手指の消毒や検温、相談ブースでは木製のパネルを間に設置し、1回の相談毎に消毒・清掃を行うなど徹底した対策を取った上で開催された。



### 令和3年度香川県新規就労現場技能者等 育成研修開催

令和3年11月25日(木)、県森連2階会議室において、資質の高い森林整備の担い手の育成確保を推進するため、森林整備の担い手である森林組合等の作業班員のうち、就労5年未満の現場技能者等の技術及び技能を育成する研修を開催した。



研修は6つのテーマがあり、林災防香川県支部熊野義助氏による「ガイドレベル・ガイドレーザーによる伐倒方法の確認」、「チェーンソーの目立て」、全国森林組合連合会購買課黒須香氏による「林業労働災害 VR体験(かかり木処理、キックバック)」、日本赤十字社香川県支部中西奉仕団委員長による「救急救命講習」、日本きのこセンター久保慶祐氏による「自宅のできるきのこ栽培」、香川県みどり整備課竹本課長による「香川の森林林業について、これからの現場技能者に期待すること」の研修を行った。

県内の森林組合等から総勢9名が受講し、熱心に研修に取り組んだ。

# 必ずチェック最低賃金！ 使用者も 労働者も 香川県の最低賃金

● 地域別最低賃金 香川県内の事業場で働く全ての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む)に適用されます。

件名	時間額	効力発生日
香川県最低賃金	<b>848円</b>	令和3年10月1日

● 特定最低賃金 下記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金(産業別最低賃金)が適用されます。

件名	時間額	適用除外される労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の香川県最低賃金が適用になります。)	効力発生日
冷凍調理食品製造業 最低賃金	<b>849円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者 (3) 次に掲げる業務を主として従事する者 イ 清掃、片付け又は雑役の業務 ロ 手作業による原料の前処理の業務 ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務	令和3年12月15日
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業 最低賃金	<b>970円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者 (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和3年12月15日
船舶製造・修理業、 船用機関製造業最低賃金	<b>980円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者 (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和3年12月15日
電子部品・デバイス・ 電子回路・電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金	<b>913円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者 (3) 次に掲げる業務を主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)	令和3年12月15日

○使用者は、最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。 ○最低賃金以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。

○最低賃金には、臨時に支払われる賃金(結婚手当等)・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)、時間外・休日・深夜の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先

● 香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

● 労働基準監督署 高松 087-811-8946 丸亀 0877-22-6244 坂出 0877-46-3196  
観音寺 0875-25-2138 東かがわ 0879-25-3137